

【地域公共交通事業者人材確保支援事業（免許取得支援）交付要綱】

1	補助対象期間	令和6年12月21日以降に免許取得した経費
2	申請期間	～令和7年12月20日 ※ただし、予算の範囲とする
3	補助額	補助対象経費(税抜き)に1/4を乗じた額(1,000円未満切捨、上限10万円/人)
4	申請手順	①【交付申請】事業者→タクシー協会へ提出 補助金交付申請書(様式第1号)、事業実施報告書、算定基礎資料及び採用計画書、領収書等(支払日付・内容・免許取得者が対象の支払であると分かるもの：請求書、領収書、通帳等) ②【債権者登録】事業者→県（交付申請書提出後に兵庫県土木部交通政策課へ電子申請を行ってください。） ※登録は1度のみで構いません。過去に債権者登録を行った事業者は提出不要です。 ③【交付決定通知】タクシー協会→事業者へ送付 ④【補助金請求書】事業者→タクシー協会 補助金請求書(様式第10号)
5	補助対象者	採用後、3か月以上継続して運転士として雇用される人 ※採用予定の従業員や事務員が運転士に転換する場合も含む
6	補助対象経費	第二種免許取得費用（※）、特例講習受講費用、AT限定会場講習費用 ※大型二種免許取得費用については、タクシーに乗務することが条件になりますので、算定基礎資料の備考欄に「タクシー事業に従事」と記載してください。
7	対象外経費	運転免許センターで支払う手数料(試験手数料、交付手数料等) 一種免許取得費用